

# 今度こそ、真実の力で 無罪を確定させよう！

二審判決の後、全国の医療関係者や市民が、「せん妄」の症例や実態を広げて、署名や「怒りの声」を最高裁に届けました。最高裁は二審判決の誤りを認めざるをえませんでした。

最高裁は、判決の中で「DNA 定量検査が信用できるのであれば、外科医師を有罪にできる」と誘導して、高裁に差し戻しました。差し戻し審は、全く楽観できません。

無罪を勝ち取るためにには、最高裁のときを上回る運動が必要です。外科医師と家族に、一日も早く無罪判決を確定させるため、医療を萎縮させないため、以下のご支援をお願いします！

## ●署名にご協力お願いします。



「無実の人は無罪に！」「国民はこの事件に関心がある」という世論を広げ、裁判所に国民が注目していることを示すために、署名は重要な力となります。

「外科医師は無実です。速やかな審理で無罪判決を！」  
の署名にご協力ください。

外科医師を守る会

- 郵送：〒270-1166 千葉県我孫子市我孫子 4-9-103 渡辺誠二宅 気付
- メール：[mail@gekaimamoru.org](mailto:mail@gekaimamoru.org)

## ●カンパへのご協力をお願いします。



「無罪を勝ち取るための支援基金」へカンパのご協力を  
お願いします。

- りそな銀行 千住支店 店番 467 普通預金 口座番号 1931988  
口座名：外科医師を守る会 代表 渡辺誠二（ゲカイシヲマモルカイダイヒヨウワタナベセイジ）
- ゆうちょ銀行 店名：〇五八（ゼロゴハチ）店番：058 普通預金 7045221  
郵便局から振込の場合 記号：10510 番号：70452211  
口座名：外科医師を守る会（ゲカイシヲマモルカイ）



# 乳腺外科医師 えん罪事件

皆さまの

さらなるご支援を  
お願ひします。



## 外科医師は無実です！

2016年5月10日、東京都足立区の柳原病院で、乳腺腫瘍の摘出手術をした外科医師が、この手術を全身麻酔で受けた女性患者から、術後約30分後に「胸を舐められたり、乳房をはだけさせて自慰行為をされた」と訴えられました。

外科医師は、一貫して無実を訴えていましたが、2016年8月25日に逮捕されました。

最高裁では、皆様のご支援のおかげで、実刑判決を破棄することが出来ました。  
しかし、差し戻し審で再び有罪となれば、外科医師は刑務所に収監され、その後の行政処分で医師免許をはく奪されるかもしれません。

外科医師は無実です。検察側の証拠には、科学的根拠がありません。  
科学にもとづかない証拠による検査や裁判がまかり通れば、医師は患者の生命や健康を守りきれません。全国の医療関係者が「日常の医療行為ができなくなる」と声をあげています。

1日も早く無罪を確定させるために、さらなるご支援をよろしくお願ひします。

2019年2月20日

一審 / 東京地裁

無罪

2020年7月13日

二審 / 東京高裁

有罪・懲役2年の実刑

2022年2月18日

最高裁 / 二審判決破棄

高裁に差し戻し

現在

差し戻し審  
東京高裁第8刑事部  
近藤宏子裁判長

弁護団は 女性患者の訴えは **術後のせん妄が原因** と主張しています。

なぜ、えん罪  
なのでしょうか？

## 女性患者の被害の訴えは

なぜ女性患者は「被害」を訴えたのでしょうか。

弁護団は、女性患者の訴えは「全身麻酔からの覚醒時のせん妄」が原因だと主張しています。女性患者の「リアルで生々しい体験」という認識は本物であり、それこそがせん妄に伴う幻覚の特徴です。専門家は、診断基準を使って「せん妄による幻覚」と法廷で証言しています。

### 根拠① 現場の様子

#### 1. 麻酔から覚めていない状態

女性患者は手術を終えたばかりで、麻酔から完全に覚めた状態ではありませんでした。酸素マスクや点滴をつけた状態でした。



#### 2. ナースコールを握っていました

複数の看護師が入れかわり病室を出入りし、頻繁にカーテンを開け閉めして、女性患者の術後の処置をしていました。看護師は女性患者にナースコールを握らせました。女性患者は、ナースコールを何度も押し、そのたびに看護師が来していました。

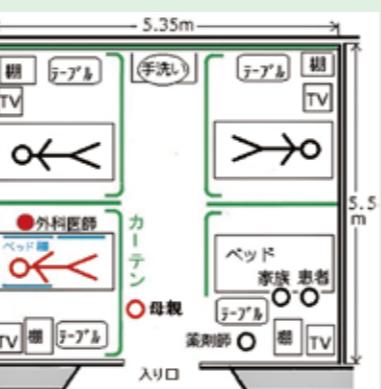


#### 3. 病室は満床で付き添いの母親も

●手術後に運ばれた病室は、4人部屋ですべてのベッドに患者がいました。女性患者のベッドは、常に開いていた入り口の一番手前でした。

●術後30分は、非常に重要な時間帯であり、外科医師は、女性患者の状態を診察するために病室を2回訪れました。

●外科医師は、いずれもベッドサイドで看護師と会っています。2回目には、付き添いの母親に声をかけています。



#### 4. 斜め向かいの患者は、見ていました

各ベッドを仕切っているカーテンは、床から35センチ開いていました。女性患者のもとには母親がいて、正面向かい側の患者には家族と薬剤師がいました。斜め向かいの患者は、女性患者の様子が気になって見ていました。病室で何か異常が起こればすぐに気がつきます。



## 術後のせん妄が原因

せん妄とは、脳の機能不全であり、注意障害・意識障害を主として認知障害を伴う病態で、医療現場では日常的にあります。現実と幻覚を同時に見て、それに対して行動し、明確に記憶することができます。いわゆる「夢」とは違います。せん妄の原因に、全身麻酔があり、女性患者の手術に投与された麻酔薬（プロポフォール）は、性的幻覚を起こしやすいと報告されています。

「Q&A せん妄・幻覚の体験談集」はこちら



実際にいる虫が見える



### 根拠② 外科医師に「犯行」は不可能

●ベッドは術後看護のために高く固定され、転落防止の柵が3カ所に付いていました。床からベッド柵までの高さは約1メートルでした。身長165センチの外科医師は、女性患者の胸に顔が届かず、「舐める行為」が出来ません。

●外科医師の手術着のズボンは、腰の部分をヒモでしばって止める仕組みでした。女性患者は、「右手をズボンの中に入れて、私の胸と出口を見ながら自慰行為をしていた」と言いますが、ヒモをほどかないとズボンの中に手を入れられません。



### 根拠③ DNA量・アミラーゼ陽性は証拠にならない

検察は、「DNA型鑑定で外科医師のDNA型が検出され、その鑑定の過程で測定したDNA定量値と、アミラーゼ検査で陽性が出たこと」を根拠に、「犯行」があったとしました。

DNA鑑定とは、サンプルからDNAを抽出し、解析することで、個人識別の目的で行う鑑定です。外科医師は、手術前に女性患者の両胸を触診し、エコー検査を行ない、マスクなしで会話もしています。外科医師のDNAが付着する機会は何度もありました。唾液中のDNA量は様々な条件で変化するので、DNA量から唾液の量は計算できません。一番で、DNA量は犯行を補強する証拠にはならないと、無罪判決が出ています。

アミラーゼとは消化酵素で、唾液や汗、尿などに広く含まれています。検察は、「アミラーゼ検査で陽性反応」が出たから「胸を舐めたときの唾液」だと言っています。しかし、汗や皮脂、会話による飛沫が付着した可能性や、手術の終了後に、女性患者自身の唾液が付いた可能性もあります。科捜研は唾液の鑑定に「BSA平板法」という方法を用いていますが、陽性の結果が出た証拠となる写真や映像を残していません。

### 根拠④ 科捜研は証拠を捨てた！

鑑定の経過を記録したワークシートは鉛筆書き1枚しかなく、消しゴムで消した跡が9個所、書き加えた跡が2個所ありました。科捜研は、パソコンに残っていたDNA鑑定を行った際のデータを消して、保存されていたDNA抽出液を捨てました。その結果、ワークシートに書いてあることが本当に正しいかどうか、同じ鑑定結果が出るか検証することが不可能になりました。正しいかどうか検証できない証拠を許したら、誰でも有罪にできます。



DNA抽出液を保存する容器（実物大）